

		保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
①火災		火災による損害	● 保険契約者、被保険者の故意・重大な過失 ● 戦争、革命、内乱これに類似の事象 ● 地震、噴火、津波 ● 核燃料物質やこれに汚染されたものに起因する事故
②落雷		落雷による衝撃損害、電気機器等への波及損害(落雷による火災損害は①に含まれます。)	
③破裂・爆発		破裂・爆発そのものの損害、被爆損害(破裂・爆発による火災損害は①に含まれます。)	● 水道管等の凍結による破裂損害 ※但し、上記により水濡れの損害が生じた場合には⑥でお支払いの対象となります。
④風災・雹災(ひょうさい)・雪災		台風・せん風・暴風雨等の風災損害、雹災(ひょうさい)損害、豪雪、なだれ等の雪災損害を受け、その損害額が20万円以上になった時(敷地内ごと)	● 洪水・高潮・融雪洪水による損害 ※但し、⑨の水災事故に該当する場合はお支払いの対象となります。
⑤物体の落下・飛来・衝突・倒壊		建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突または倒壊による損害(雨、雪、あられ、砂塵(さじん)、粉塵(ふんじん)、煤煙等の物の落下・飛来による損害を除きます。)	● 土砂崩れによる損害 ● 風災・雹災(ひょうさい)・雪災・水災による損害 ● ④の20万円以上の損害および⑨の水災事故に該当する場合は、お支払いの対象となります。 ● 契約者または被保険者が所有または運転する車両の衝突・接触による損害
⑥水濡れ		建物内外の給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故に伴う漏水・放水・溢水(いっすい)による水濡れ損害	● 風災・雹災(ひょうさい)・雪災・水災による損害 ※但し、④の20万円以上の損害および⑨の水災事故に該当する場合は、お支払いの対象となります。
⑦騒擾(そうじょう)およびこれに類似の集団行動・労働争議		数世帯以上の平穩が害されるようなデモや学生運動等の集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為による損害	
⑧盗難	イ. 建物・家財の盗取・損傷・汚損	盗難(強盗・窃盗またはこれらの未遂)によって建物、家財について生じた盗取、損傷、汚損貴重品 宝石等の明記物件の盗難の場合▶1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円が限度となります。	● 保険の対象が屋外にある間の盗難損害 ● ①火災～⑦騒擾(そうじょう)行為、⑨水災事故および地震火災の際の紛失・盗難の損害(屋内外は問いません。)
	ロ. 通貨・預貯金証書の盗難(家財を対象とした場合)	保険証券記載の建物内で通貨が盗まれたとき、または預貯金証書が盗まれ、直ちに預貯金先に被害の届出をしたが、預貯金口座から現金が引き出されたとき通貨▶20万円を限度に損害額の全額 預貯金証書▶200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度に損害額の全額	● 保険の対象が屋外にある間の盗難損害 ● ①火災～⑦騒擾(そうじょう)行為、⑨水災事故および地震火災の際の紛失・盗難の損害(屋内外は問いません。)
⑨水災(台風・暴風雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等)	a. 損害額が保険価額の30%以上となった場合	保険金額(注1)× $\frac{\text{損害額(注2)}}{\text{保険価額}} \times 70\%$	左記b.c.の保険金の合計は1事故、1敷地内につき200万円が限度
	上記a.以外で床上浸水による損害	b. 損害額が保険価額の15%以上30%未満の場合 c. 損害額が保険価額の15%未満の場合	
⑩持ち出し家財		被保険者または生計を共にする同居の親族によって旅行・行楽・買物等のため建物から一時的に持ち出された家財(通貨・預貯金証書を除きます。)(が、日本国内の他の建物内にある間に前記①～⑧-イ.の事故で損害を受けた時また、④風災・雹災(ひょうさい)・雪災による被害については、その損害額が20万円未満の場合でもお支払いします。(1事故につき100万円または保険の対象である家財の保険金額の20%のいずれか低い額限度)	● 建築物の外に置いてある間に生じた事故による損害 ● 前記①火災～⑦騒擾(そうじょう)行為の事故の際の紛失・盗難の損害 ● 持ち出し家財である自転車・原動機付自転車の盗難の損害

(注1) 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。(注2) 損害額が保険価額を超える場合は保険価額とします。

マイホームエース、マイホームエースゴールドの特約(マイホームエース、マイホームエースゴールドは価額協定保険特約付きの住宅総合保険に付帯してご契約いただきますので、保険金額は再調達価額となります。)

特約の名称	お支払いの条件	保険金の額	
費用特約パッケージ特約 1) 賃借費用補償	①から⑨(⑩ロを除きます。)および破損・汚損等の事故により、建物が半損以上の損害を受けた場合、ホテル代や仮住まいの賃借費用をお支払いします。	1ヶ月につき20万円限度に実費(1事故につき6ヶ月限度)	
2) 共用部分修理費用補償	①から⑨(⑩ロを除きます。)および破損・汚損等の事故により、共同住宅の共用部分が損害を受け、管理組合の規定により復旧費用の負担がある場合、修理費をお支払いします。	1事故、1敷地内につき10万円を限度に実費	
3) 庭木修理費用補償	①から⑨(⑩ロを除きます。)および破損・汚損等の事故により、戸建住宅の庭木が枯死した場合、修理費用をお支払いします。	1事故につき10万円限度に実費	
4) 来訪者傷害治療見舞費用補償	保険証券記載の建物が所在する敷地内で、来訪者が偶然な事故でけがをされ、1日以上入院をされた場合、見舞金をお支払いします。	来訪者1名につき1万円限度 1事故につき5万円限度	
5) 鍵取替え費用補償	自宅での盗難事故、ご本人またはその家族が屋外で強盗・窃盗により鍵を盗まれた場合、鍵の取り替え費用をお支払いします。 (建物・家財いずれかが契約されている場合に対象です)	1事故、1敷地内につき3万円限度に実費	
水災支払方法変更特約	⑨水災で、a. 損害額が再調達価額の30%以上の損害の場合	実際の損害額(再調達価額が限度)	
	⑨水災で、上記a.以外で床上浸水による損害	b. 損害額が再調達価額の15%以上30%未満の場合 再調達価額×15%(1事故、1敷地内につき300万円限度) c. 損害額が再調達価額の15%未満の場合 再調達価額×5%(1事故、1敷地内につき100万円限度)	左記b.c.の保険金の合計は1事故、1敷地内につき300万円限度
	④による事故(ただし、損害額が20万円未満でもお支払いします。)	実際の損害額(再調達価額が限度)	
総合個人賠償パッケージ特約 1) 総合個人賠償責任補償特約	●住宅の所有、使用または管理に起因する賠償事故 ●日本国内外で日常生活に起因する賠償事故 ●レンタル品、受託品の破損・盗難事故 ●名誉毀損、プライバシーの侵害等による賠償事故	1事故1億円(受託品については30万円限度、免責金額5千円)	
2) 事故被害者弁護士費用補償特約	日本国内における日常生活において生じた偶然な事故により被害を受け、弁護士等に法律相談や損害賠償責任を委任することにより費用を負担したときに保険金をお支払いします。	被害相談1回1万円限度、通算3万円限度 弁護士費用：300万円限度	
破損・汚損損害等補償特約	不測かつ突発的な事故で建物や家財が損害を受けた場合、保険金をお支払いします。 家財については、携行中の損害も補償の対象です。	建物：実際の損害額(再調達価額が限度) 家財：30万円を限度に実損害額(いずれも免責金額：1万円)	

※風災等支払方法変更特約はマイホームエース、マイホームエースゴールドのみご契約いただける特約です。

保険会社破綻時の取扱い	ご契約の種類	保険金支払い	解約返れい金
保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。火災保険・地震保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、右記の割合によって補償されます。本制度の具体的な内容については弊社ホームページ( <a href="http://www.ace-insurance.co.jp">http://www.ace-insurance.co.jp</a> )をご覧ください。	火災保険 ※ (住宅総合保険)	●破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払(補償割合100%) ●3ヶ月経過後は、補償割合80%	補償割合80%
	地震保険 ※	保険金を全額支払(補償割合100%)	全額支払(補償割合100%)

※ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。

- 地震保険は火災保険のご契約時だけでなく、保険期間(ご契約期間)の途中でも随時にご契約いただけます。
- 一年を超える個人のご契約につきましては、「契約の申し込みの撤回または解除を申し出ることができる」クーリングオフ制度があります。詳しくは「注意喚起情報」のクーリングオフの欄をご覧ください。
- ご契約に際しては、必ず「火災保険のしおり」および「契約概要」「注意喚起情報」をご参照ください。
- このパンフレットは「住宅総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

取扱代理店

引受保険会社



**エース損害保険株式会社**  
ace insurance

本社  
〒153-0064 東京都目黒区下目黒1-8-1 アルコタワー  
TEL: 03-5740-0602(代)  
<http://www.ace-insurance.co.jp>



**エース保険**  
ace insurance

# 住宅総合保険



補償の対象とならない主なもの

- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。)
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

明記すれば保険の対象になるもの

※下記のものを保険の対象に含める場合は、申込書に明記してください。

- 1個、1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

# 住宅総合保険は、住宅を取りまくさまざまな損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

マイホームエース、マイホームエースゴールドは住宅総合保険の補償をさらにグレードアップする弊社独自のプランです。是非ご加入をご検討ください。

## マイホームエースゴールドの補償内容 6つの特約をパッケージしました

### マイホームエースの補償内容 5つの特約をパッケージしました


#### 住宅総合保険・基本補償

**1 火災**




**6 水濡れ**

※給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ




**2 落雷**



**7 騒擾**

※集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為



**3 破裂・爆発**




**8 盗難**



**4 風災・雹災・雪災**

※損害額が20万円以上の場合



**9 水災**



**5 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊**

※航空機の墜落や車の飛び込みなどの場合も含まれます。




**10 持ち出し家財**

自宅から一時的に持ち出した家財(カメラ、バック等)がホテル等他の建物内で、①～⑥の事故で損害を受けた場合  
※保険の対象にならない家財もあります。詳しくは裏面をご参照ください。




**11 費用特約パッケージ特約**



- 建物が火災等で住めなくなった場合のホテル代や仮住まいの賃借費用をお支払いします。
- マンション共用部分が損害を受け、その費用負担が発生した場合のその費用をお支払いします。
- 火災等で庭木が枯死した場合、その修復費用をお支払いします。
- 来訪者がケガをされ入院した場合、見舞金をお支払いします。
- 鍵を盗まれた場合、ドアロック自体を取り替える費用をお支払いします。

(建物をご契約の場合は1～5まで、家財のみご契約の場合は5のみ対象です。)

**12 水災支払方法変更特約**



9の補償をグレードアップします。水災保険金および水災支払方法変更特約の支払内容については裏面をご参照ください。

**13 風災等支払方法変更特約**



4の補償を変更します。損害額が「20万円未満」の場合でも全額お支払いします。

**14 破損・汚損損害等補償特約**



建物の壁へのいたずら書きや、家財の破損など不測かつ突発的な事故による損害を補償します。

**15 総合個人賠償パッケージ特約**

**1. 総合個人賠償責任補償特約**  
住宅の所有、使用または管理に起因する賠償事故や国内外での日常生活に起因する賠償事故のほかに  
・名誉毀損、プライバシーの侵害  
・受託品、レンタル品の破損を補償します。



**2. 事故被害者弁護士費用補償特約**  
犯罪や事故の被害者になったとき、法律相談費用、弁護士費用をお支払いします。(弁護士を紹介します。)



以上2つの補償がセットです。

**マイホームエース**      **マイホームエースゴールド**

- 価額協定保険特約(建物新価・家財新価)を付帯します。
- 水まわり・鍵開け緊急サービスが付いています。(費用は弊社負担)

**【対象契約】**  
専用住宅(戸建住宅やマンションの居住戸室など)の建物およびこれに収容される家財を保険の対象としてご契約いただきます。

**【保険金額(ご契約金額)】**  
保険契約は、保険の対象(建物、家財)のそれぞれに保険金額を設定してご契約ください。保険金額は保険の対象の価額(時価額)いっぱいにご設定してください。保険金額が時価額に満たない場合には、お支払いする保険金が損害額より少なくなる場合があります。万一の事故のとき、実際の損害額をお支払いする価額協定保険特約のご契約をお勧めします。

**● 保険金お支払い後のご契約**  
①～⑧(通貨・預貯金証書の盗難は除きます。)の事故による損害保険金のお支払い額が、1事故につきご契約金額(保険金額が保険価額を超えるときは保険価額とします。)の80%に相当する額を超えたときは、ご契約は損害発生時に終了します。なお、80%に相当する額を超えないかぎり、保険金額は削減されません。

## さらに「費用保険金」をお支払いします。

損害保険金のお支払い時にプラスして、以下の費用保険金をお支払いします。

**臨時費用保険金**

上記①～⑦の事故で損害保険金をお支払いする場合、事故によって保険の対象に損害を受けたために臨時に生ずる費用に対してお支払いします。  
お支払額は損害保険金の30%です。  
(1事故、1敷地内につき100万円限度)

**地震火災費用保険金**

地震・噴火・津波を原因とする火災によって、次の損害が生じた場合、それによって臨時に生ずる費用に対してお支払いします。  
(1事故、1敷地内につき300万円限度)

建物が半焼以上になったとき	建物の保険金額の5%(※)
家財が全焼となったとき、または家財を収容する建物が半焼以上となったとき	家財の保険金額の5%(※)


※保険金額が保険価額を超える場合は保険価額の5%

**残存物取片づけ費用保険金**

上記①～⑦の事故で損害保険金をお支払いする場合、事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対してお支払いします。  
お支払額は損害保険金の10%の範囲内で、実際に支出された額です。

**失火見舞費用保険金**

上記①または③の事故で、第三者の所有物に損害を与えた場合に、それによって生ずる見舞金等の費用に対してお支払いします。  
お支払額は被災世帯数・法人数に20万円を乗じた額です。  
(1事故につき保険金額または保険価額のいずれか低い額の20%限度)



**「価額協定保険特約」をお勧めします。**

住宅総合保険は保険価額(時価額<sup>※1</sup>)を基準として保険金をお支払いしますが、保険金だけでは十分な復旧ができない場合もあります。価額協定保険特約をセットしてご契約いただいた場合には、再調達価額<sup>※2</sup>が基準となります。  
(家財の場合は時価額での価額協定保険特約もあります。)

※1 時価額…再調達価額から使用による消耗分を差し引いた額  
※2 再調達価額…保険の対象と同等のものを再築・再取得するのに要する額

**● 価額協定保険特約をご契約された場合 特別費用保険金**

価額協定保険特約をセットしてご契約いただき、損害保険金の支払額が保険金額の80%を超えたために保険契約が終了した場合には、損害保険金の10%をお支払いします。(1事故、1敷地内につき200万円限度)

**「地震保険」をお勧めします。**

地震・噴火・津波が原因による火災・損壊・埋没・流失の損害は、地震保険以外では補償されません。地震保険をあわせてご契約いただくことにより、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が補償されます。なお、地震保険の対象となるのは建物と家財です。


- 地震保険は火災保険に付帯してご契約いただけます。(地震保険単独ではご契約いただけません。)
- 地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30～50%の範囲で設定いただけます。また、建物・家財ごとに設定できる限度額があります。
- 1回の地震による総支払限度額(5兆5千億円/平成22年1月1日現在)が設定されており、これを超えた場合は支払い保険金が削減される可能性があります。

## 保険法の改正(火災保険の変更点)のご説明

平成22年4月1日に、契約者保護をより拡充する内容の新保険法が施行されます。弊社の火災保険につきましては施行に先がけ、平成22年1月1日より、消費者保護を徹底すべく、新法の趣旨に沿い、以下のような変更をしました。

- 弊社は以下に該当する場合以外にはご契約を解除(解約)いたしません。(ご契約者はいつでも契約を解約できます。)**
  - 申込書に記載された契約や危険に関する重要な事項(財物の所有者、構造、職業など)につき、故意や重大な過失による虚偽の報告があった場合
  - 故意に事故を発生させた場合や、保険金請求について詐欺を行なった場合など
- 他の保険会社にも契約がある場合の取扱**  
同じ保険の対象(建物や家財)に重複して保険を契約している場合で、事故が発生し弊社に請求をいただいた場合は、ご契約金額の限度まで弊社にて全額お支払いいたします。
- 超過保険の扱いについて**  
保険契約のご契約後に保険金額が実際の価値(保険価額)を超えている事が判明した場合には、超過金額部分をご契約時点で遡って取り消すことができます。
- 保険金のお支払い時期**  
お客様から保険金をお支払いするために必要な全ての書類をご提出いただいた日から、約款に記載した期日までに、保険金をお支払いするための必要な確認を終え保険金をお支払いします。
- 賠償補償特約のお支払いについて**  
被保険者から損害賠償保険金を受け取るべき方には、他の債務者に優先して、保険金の支払いをいたします。
- 契約・危険に関する重要な事項を明確にしました。**  
申込書などで契約・危険に関する重要な事項については★印をつけ、その内容については、間違いがないか十分ご確認ください。
- 約款の内容を、専門用語を極力なくし、わかりやすく改定しました。**

**水まわり・鍵開け緊急サービス**



自宅で水まわりあるいは鍵のトラブルが発生した場合、提携業者がご自宅に急行し、無料で応急修理をいたします。  
(注1)配水管などの部品代、鍵の製作費用等は無料サービスの対象となりません。  
(注2)30分以内の応急修理のみ無料です。  
※弊社窓口で受付・手配したものに限り、無料サービスの対象となります。お客様がご自身で手配された場合は対象外となりますのでご注意ください。

## ニーズに合わせた各種特約

特約を追加して、さらに補償を充実させることができます。

**個人賠償責任補償特約**

日本国内で、ご本人またはご家族(配偶者、生計を共にする同居の親族、生計を共にする別居の未婚の子)が、住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故や被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

**賃貸住宅にお住まいの方に 借家人賠償責任補償特約**

火災や破裂・爆発によって借戸室を損壊し、その借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

●このパンフレットでご案内する各特約は、住宅総合保険を主契約としてご契約いただく特約ですので、単独ではご契約できません。

以下の特約はマイホームエース、マイホームエースゴールドだけでなく、個別に付帯することもできます。

- 費用特約パッケージ特約
- 総合個人賠償パッケージ特約
- 水災支払方法変更特約
- 破損・汚損損害等補償特約

そのほか水災を補償対象外とする特約もあります。

●賠償金額の決定については、事前に弊社の承認が必要です。  
●補償の重複について  
被保険者またはそのご家族がすでに同種の賠償責任補償をご契約されている場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入可否をご確認いただいた上でご契約ください。